

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、株主をはじめとした利害関係者に対し、公正でわかりやすい経営を実現することを最優先にしております。
そのためには、「役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定」、「客観的なチェック機能の強化」及び「迅速かつ正確な幅広い情報開示」が重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	2,838,031	3.62
株式会社三井住友銀行	2,686,122	3.43
明治安田生命保険相互会社	2,000,599	2.55
株式会社損害保険ジャパン	1,984,000	2.53
岩崎電気協会持株会	1,618,600	2.06
アイランド社員持株会	1,431,455	1.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,226,000	1.56
積水樹脂株式会社	1,217,000	1.55
日本土地建物株式会社	1,213,000	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,151,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
高須利治	他の会社の出身者										○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高須利治	○	同氏は旧関東自動車工業株式会社(現トヨタ自動車東日本株式会社)の役員を務めた経験があり、現在同社の非常勤顧問を務めております。該社と当社の間には年間1,100万円(平成25年3月期)の取引が存在しております。	当社は同氏を製造業の経営者としての経験と幅広い見識をもって当社の経営およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できる人物と考え、社外取締役として選任いたします。また当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画に基づき、適宜同行しております。また、年4回の情報交換会を実施しております。監査役と内部監査室は、適宜情報交換をするとともに連絡会議を6ヶ月に一度、第2四半期末(9月下旬)、決算期末(3月下旬)に行っております。監査役は内部監査室の実地監査時に、被監査事業所での講評に立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山城興英	他の会社の出身者					○				○
山崎正之	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山城興英		同氏は当社の主要な取引先である株式会社みずほコーポレート銀行の業務執行者、常勤監査役を務め、9年前、同行の常勤監査役を退任し、現在では当社と特別な関係のない民間企業の代表取締役副社長を務めております。当社は株式会社みずほコーポレート銀行から平成25年3月末現在で計20億6千万円の借入残高があります。	同氏は金融機関における長年の経験と企業経営の経験等豊富な知見を有しており、社外監査役として当社の経営の透明性や監視・監督機能の維持向上に貢献する者と考えております。
山崎正之	○	同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)の業務執行者を務め、12年前同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社三井住友銀行から平成25年3月末現在で計20億3千万円の借入残高があります。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識を社外監査役として当社の監査に反映させることができる者と期待しております。また、同氏は株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)出身ですが、2001年に同行を離れ、現在では実質的に同行の意向を反映できる者と同視できず、かつ当社は同行を含め複数の金融機関と良好な取引関係を継続しており、同行が当社の事業活動に欠くことのできない金融機関と一概に判断できるとは言いがたく、このことが同氏の独立性を阻害するものでもありません。加えて企業経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待できる等の理由により、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する者と考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績は担当職務が各様であり、これを統一的基準で評価することは容易ではないが、今後の課題として検討しているところです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する報酬 142百万円
使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員報酬等の決定に関する方針
株主総会決定額の範囲内で職位別に、役員総報酬基準により取締役分については取締役会が、監査役分については監査役会が決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特定の補佐担当者はいないが、会議の議事録等は速やかに提出できる体制にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・業務執行、監査・監督の方法についての概要
本部長会議は毎週始めに開催し、取締役会は年8回開催。
本部長会議、取締役会は、当社における業務執行意思決定機関に位置づけしており、役割については、職務権限規程、経営会議規定、取締役会規程に準拠しております。
また、本部長会議では、経営の基本方針に基づいて業務に関する研究、調査、審議を行い、業務総合的運営を図るとともに、連絡、調整、情報の共有化を行っております。

・業務執行、監督機能を強化するプロセス
社外取締役並びに社外監査役の選任 他社での経営経験を生かし、当社の経営体制の監査・監督を行っております。
独立役員の指定 社外取締役1名と社外監査役1名を東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして独立役員に指定しております。

・監査基準に関する要件
「内部監査規程」で次の項目を定めております。
「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 監査の対象」「4. 規程の主管部署」「5. 監査担当部署及び担当者」「6. 監査担当者の権限」「7. 監査担当者の遵守事項」「8. 会社の監査役及び会計監査人との関係」「9. 基準(9-1)監査計画の立案、(9-2)業務監査の実施、(9-3)内部統制監査の実施、(9-4)監査結果の報告と処置」「10. 付則」

・監査の状況
(監査の組織・人員及び手続き等)
内部監査室は、社長直属の部署として独立し、内部監査室長のもとに、4名の監査担当者が配属されております。なお、監査実施にあたって、業務上特に必要があるときは、別に指名されたものを加えて実施しております。
内部通常監査は、期初に作成した「監査計画書」に基づき、被監査部署に監査実施の事前通知をした後に実施しております。
特別監査が必要な場合は「監査計画書」に予定されていない部署への監査を実施しております。
監査後は、監査結果を社長に報告し、関係役員にも回覧しております。
監査結果に基づく「監査結果処置報告書」を被監査部署に送付し、指摘事項の改善策の報告を求めています。
(公認会計士の氏名等)
指定有限責任社員・業務執行社員 麻生和孝 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 江見睦生 新日本有限責任監査法人
公認会計士7名 その他6名
(注)その他は、公認会計士試験合格者等です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法第2条第15号に基づく社外取締役を選任し、その社外取締役が取締役会等において、客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営の監督機能の強化を図っております。また、社外監査役を含む4名の監査役が、取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に対し違反がないか調査し、是正及び改善を行っており、十分に監査機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役1名と社外監査役1名は独立役員として指定しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の2営業日前に発送しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算期および適宜に証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期決算並びに期末本決算後、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を行った場合の資料や有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、決算短信、並びにアニュアルレポートなど、株主の皆様の投資判断をサポートするための任意補足説明資料をIRページに掲載しています。 IRホームページ http://www.iwasaki.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役管理本部長 加藤昌範 IR事務連絡責任者: 広報宣伝室長 大木昌一 IR担当部署: 管理本部広報宣伝室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	チャレンジ25キャンペーン(温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減を目標とする温暖化防止のための国民的運動)に参加し、最先端の「光技術」を活かした企業活動を通じて、地球温暖化防止に努めています。また、埼玉製作所はISO9001・ISO14001認証取得及び彩の国工場の指定を受け、環境保全活動と環境に配慮した商品開発を推進しています。
その他	<女性の活躍の方針・取組みについて> 当社は、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。 女性の取締役は現在おりませんが、性別にかかわらず取締役にふさわしい人材を選任しております。女性管理職は2013年4月現在、2名おります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程ほか諸規程・基準に基づき業務執行を行います。
- 2) 取締役は、企業倫理の確立をめざし、企業の社会的責任を果たすため、企業理念及び行動規範を定め、それを全役員に周知徹底します。ただし今後も徹底のために、更に見直しを行います。
- 3) 取締役は、役員に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンスコミッティーを設置し、日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・是正案を検討実施します。
- 4) 取締役は、役員及び社員がコンプライアンスを確実に実践するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として、小委員会を組織し、日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・是正案を検討実施します。
- 5) 社外取締役は、取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスをを行います。
- 6) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項に法令等に対し違反がないか調査し、是正及び改善を求めます。
- 7) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性及び客観性の確保を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他その職務の執行に係る情報を、社内規則(注1)の定めるところに従い、担当部署に命じ、文書の作成、適切な保存及び廃棄を行い、これを管理します。
- 2) 担当部署は各取締役及び各監査役からの要求があるときは、これを速やかに閲覧に供します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、社内規則(注2)により重要なリスクカテゴリー毎の責任部署等を定め、リスク管理体制を明確化するとともに今後も強化します。(注3)
- 2) 不測の事態を想定した危機管理マニュアルを策定し、関係者には定期的に教育・訓練を行います。各事業部門の長は定期的に、リスク管理の状況を取締役に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動を、その進捗状況に関する実績報告を通して、定期的にチェックし、経営計画をマネジメントします。
- 2) 職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準に基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う体制にします。
- 3) 執行役員制度の実施により、経営と業務執行区分を明確化し意思決定の迅速化を図ります。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人に対し法令及び定款を遵守するべく、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。また、内部通報制度の統括管理を行います。
- 2) コンプライアンスコミッティーは、使用人に対するコンプライアンスに関する啓蒙活動を行うとともに、問題発生時の調査と対応及び、内部通報制度の統括管理を行います。
- 3) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために監視し、検証します。
- 4) コンプライアンスコミッティーは、使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役会に報告します。
- 5) 内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに透明性を維持した的確な対応の体制を整備します。(注4)
- 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

6. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- 2) 子会社を含む関係会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。
- 3) 子会社を含む関係会社管理の担当部署は、グループ内に諸問題または重大なリスクを伴う重要な意思決定(注5)が発生した場合、グループ全体の利益の観点から特別監査を行い、可能な限りグループにおける情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。(注6)
- 4) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からは、職務を補助する使用人を置くよう要求されてはいませんが、現在、監査役は、役員職務遂行に疑義を認めた場合、監査役独立または内部監査室と連携の上、その解明に当たり、取締役会及び当該職制に是正・改善を求めます。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助者は設置していない。従って独立性に関する定めは存在しません。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役会議事録、TMC議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
- 2) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
- 3) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。(注7)

10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図ります。
- 2) 業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議(注8)へ監査役は出席します。

(注1) 文書取扱基準、社内情報セキュリティ管理基準など

(注2) 社内情報セキュリティ管理基準など

(注3) 製品安全、環境、情報管理、固定資産、自然災害、独自技術、法令など

(注4) 内部通報規程

(注5) 各会社における多額な投資、財務状況、市場問題、業績予測の修正、法令違反、重要な訴訟など

(注6) 子会社からの報告を受けるべき事項のみでなく、親会社の組織・統制事項の問題点を調査し、親会社の取締役会及び監査役会に報告し、その是正・改善を図る体制を構築します。

(注7) ここでは職制を通じた正規な報告を意味し、緊急的な内部通報は含みません。

(注8) 取締役会、TMC、本部長会議など

参考資料「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制概要書」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社は反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、関係を遮断します。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

・平成19年4月1日に「イワサキグループ コンプライアンスプログラム」を制定し、その中に当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しています。

社内体制の整備状況

(1) 反社会的勢力の不当要求等に対しては、総務部総務課を窓口として対応しています。

(2) 日頃より所轄警察署、顧問弁護士との連携を密にし、有事の際にも適切に対処できるよう関係強化を図っています。

(3) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等を通じ、平素から反社会的勢力に関する情報の収集および交換に努めています。

(4) 社員の階層別研修の中で、不当要求に関する啓蒙活動の一環として、不当要求に対する対応マニュアル等のビデオ研修を適宜実施しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

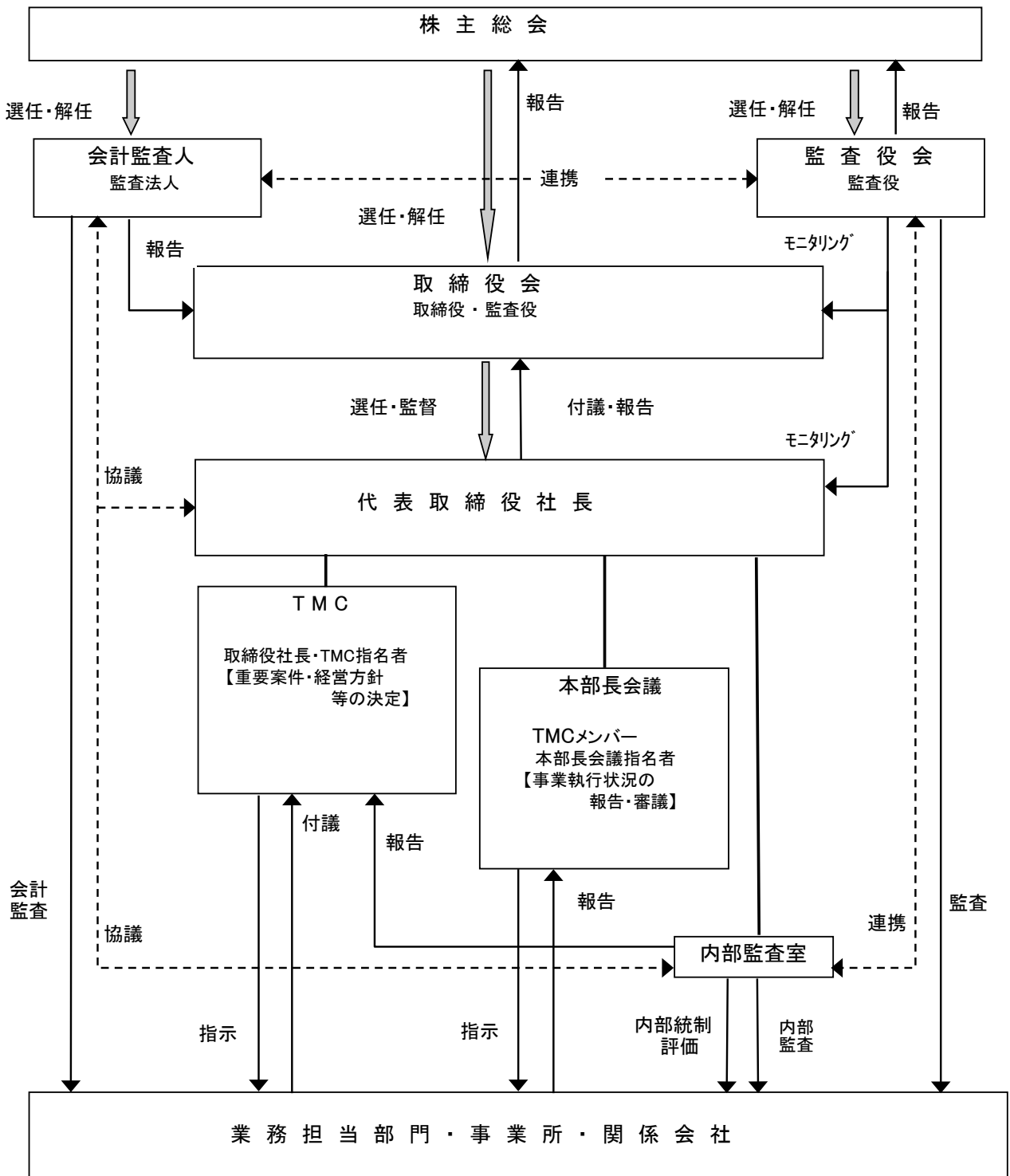
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

株主価値の向上等の観点から、今後の検討課題としています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



【適時開示体制概要書】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の収集

当社各部及び各グループ会社は情報を随時、当社の管理本部へ報告します。

2. 適時開示判定

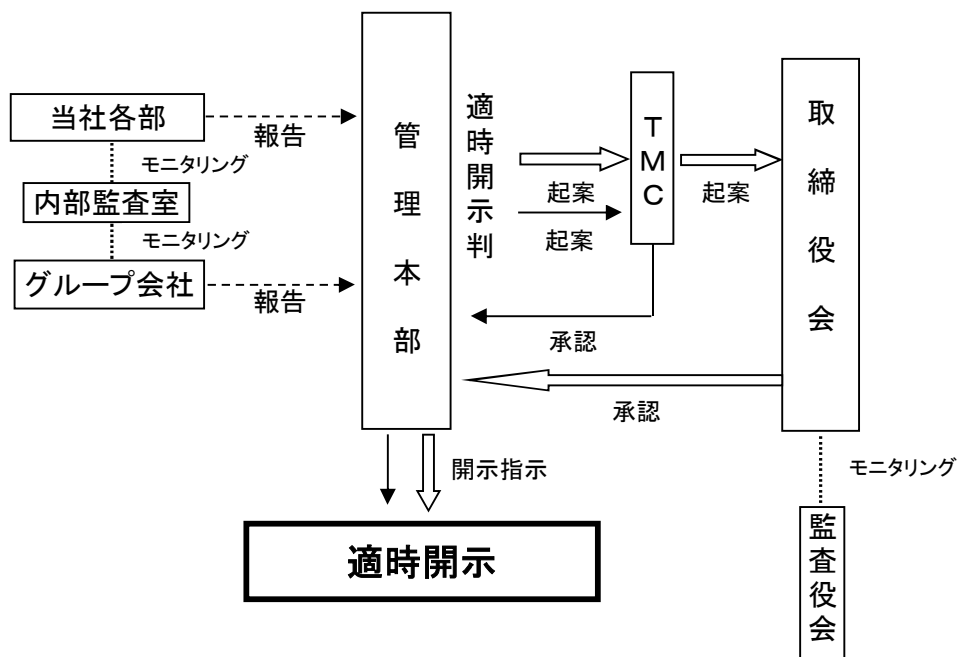
報告された情報は、適時開示の要件等を検討し、開示の必要な情報はTMCへ起案します。

取締役会承認…主に決算情報、決定事実(⇔)

TMC承認…主に発生事実(→)

3. 適時開示

取締役会及びTMCで承認された情報は、管理本部より適時開示します。



以上